

2013年5月21日

各位、

会社名 株式会社メディアグローバルリンクス
(URL. <http://www.medialinks.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 林 英一
(コード番号、6659)
問合せ先 取締役管理本部長 武田 憲裕
(TEL. 044-589-3440)

株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2013年5月21日開催の取締役会において、株式分割の実施および単元株制度の採用を決議しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

また、同取締役会において、定款の一部変更につき2013年6月20日開催予定の当社第20期定時株主総会に付議することを決議しましたので、併せてお知らせ致します。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用および定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(2007年11月27日付)および「売買単位の100株と1,000株への移行期限の決定について」(2012年1月19日付)の趣旨に鑑み、投資家の利便性向上ひいては当社株式の流動性向上を図るため、2013年10月1日を効力発生日として、当社の株式を1株につき100株に分割するとともに、100株を1単位とする単元株制度を採用するものです。また、これに合わせて定款を一部変更するものです。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2013年6月20日(木曜日)開催予定の当社第20期定時株主総会において下記の定款変更議案が承認されることを条件として、2013年9月30日(月曜日)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を1株につき100株の割合をもって分割致します。

(2) 分割により増加する株式数

- ① 株式分割前の発行済株式総数 : 52,854株 (2013年3月31日時点)
- ② 今回の分割により増加する株式数: 5,232,546株
- ③ 分割後の発行済株式総数 : 5,285,400株
- ④ 分割後の発行可能株式総数 : 20,000,000株

(注) 上記は、2013年3月31日時点の発行済株式総数に基づく株式数であり、今後、新株予約権の行使等により増減する可能性があります。

(3) 分割の日程

基準日の公告日：2013年9月13日(金曜日)
 基準日：2013年9月30日(月曜日)
 効力発生日：2013年10月1日(火曜日)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

2013年6月20日(木曜日)開催予定の当社第20期定時株主総会において下記の定款変更議案が承認されることを条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を100株と致します。

(2) 新設の日程

効力発生日：2013年10月1日(火曜日)

(ご参考) 本単元株制度の採用に伴い、2013年9月26日(木曜日)をもって、JASDAQ(スタンダード)における当社株式の売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記の株式分割および単元株制度の採用に伴い、2013年10月1日をもって当社定款の一部を変更することを、2013年6月20日(木曜日)開催予定の当社第20期定時株主総会に付議致します。

- ① 株式の分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第5条(発行可能株式総数)を変更致します。
- ② 単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第6条(単元株式数)を新設致します。
- ③ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第7条(単元株未満株式についての権利)を新設致します。
- ④ 現行定款第5条の変更ならびに第6条および第7条の新設の効力発生日を定めるため、付則を新設致します。
- ⑤ 条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを致します。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000</u> 株とする。 (新設)	第5条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>20,000,000</u> 株とする。 第6条(単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。



<p>(新設)</p> <p>第 6 条～第 45 条 (条文記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 7 条(单元未満株式についての権利)</p> <p><u>当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>① <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>② <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 8 条～第 47 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>第 5 条の変更ならびに第 6 条および第 7 条の新設の効力発生日は平成 25 年 10 月 1 日とする。</u></p> <p>2. <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。</u></p>
--	---

(3) 変更の日程

- ① 定款変更のための株主総会開催予定日： 2013 年 6 月 20 日(木曜日)
- ② 定款変更の効力発生日 : 2013 年 10 月 1 日(火曜日)

以上